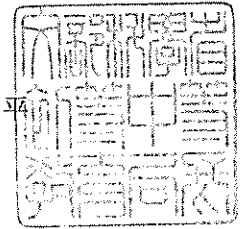


各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜



私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
に係る財産処分の承認等について（通知）

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）（以下「補助金」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認について、従来「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」（平成20年7月30日付け20文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）により取り扱ってきたところですが、平成24年8月22日に改正された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第7号。以下「認定こども園法」という。）に基づく、子ども子育て支援新制度（以下、「新制度」と言う）が早ければ平成27年度から施行されることに伴い、取り扱いの一部を改正することとしました。

新制度における幼保連携型認定こども園の設置者は一つであることとされていることを踏まえ、新制度への移行を希望する幼稚園が円滑に移行できるよう平成26年4月1日以降は下記により取り扱うこととしましたので、このことを貴管下の幼稚園を設置する学校法人等に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、補助金の趣旨に鑑み、当該財産処分により幼稚園施設に不足を生じないこと、幼児等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われているとともに、在園する幼児の保護者及び地域住民の理解を得ることに努められるよう十分配慮願います。

記

1 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、3(2)に規定する納付金（ただし書きを除く。）を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

学校法人が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県私立幼稚園所管部局を経由して提出するものとする。

この場合において都道府県私立幼稚園所管部局は幼稚園認可、学校法人の寄附行為、財政状況等を考慮し、当該財産処分に対して意見を付するものとする。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

1(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式2の「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- ① 災害又は火災等により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
- ② 私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）別紙様式2に係る危険建物（以下「危険建物」という。）の基準に該当する建物のうち、当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
- ③ 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
- ④ 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）
- ⑤ ①から④までの建物の取壊しに際して取壊し等がやむを得ない、建物以外の工作物の取

壊し及び設備の廃棄

- ⑥ 建物の全部又は一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備を地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、引き続き幼稚園を設置することにより、認定又は公示を受けて認定こども園となる場合の財産処分

(※認定こども園：認定こども園法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)

- ⑦ 建物の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物の一部等」という。）を保育所若しくは認可外保育施設に転用し、又は地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与若しくは譲渡し、保育所若しくは認可外保育施設を設置することにより、認定又は公示を受けて認定こども園となる場合の財産処分

(2) 交付決定事項

次の事項に該当する財産処分については、当該建物の新增改築事業に係る交付決定をもって財産処分の承認があったものとみなす。

- ① 危険建物の基準に該当する建物の取壊し
② ①の建物の取壊しに際して取壊し等がやむを得ない、建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

3 国庫納付に関する承認の基準

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

- ① 包括承認事項
② 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の財産処分であって、次の場合に該当するもの。
ア 転用、無償譲渡又は無償貸与の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合
イ 交換により得た建物等において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合
ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する建物等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）
エ 国又は地方公共団体への無償貸与又は無償譲渡
③ 耐震補強工事又はアスベスト等対策工事を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。）
④ 建物の一部等を保育所に転用し、又は地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与若しくは譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの。
ア 幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。
イ 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。
⑤ 建物の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備を保育所に転用し、又は地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与若しくは譲渡し、保育所を設置することにより、認定又は公示を受けて幼保連携型認定こども園となる場合の財産処

分であって、上記④ア及びイの要件を満たすもの。

(※幼保連携型認定こども園：認定こども園であって認定こども園法第3条第3項に規定する幼保連携施設であるものをいう。以下同じ。)

- ⑥ 国庫補助事業完了後10年未満の建物等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

(1) 以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に返納するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

4 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件が付されたものとみなす場合

2 (1) のうち⑥及び⑦に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで建物等（交換の場合には、交換により得た建物等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）が付されたものとみなす。

② 再処分に関する条件を付す場合

2 (1) のうち、②から⑥に掲げる財産処分については、再処分に関する条件を付するものとする。

③ 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分については、本通知に基づき取り扱う。この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

5 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない限りにおいて承認するものとする。

また、抵当権が実行に移された場合には、適正化法第17条第1項に基づき補助金等の交付決定を取り消し、適正化法第18条第1項に基づきその補助金等の返還を命じることとなるので、この旨承認の通知に付記することとする。

承認に際しては、学校法人に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

ただし、学校法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、日本私立学校振興・共済事業団に対して補助財産を担保に供するものにおいては、包括承認事項として取り扱うものとする。

(別紙様式1)

平成 第 年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
学校法人名
理事長名 (記名押印又は署名)

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る
財産処分承認申請書

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認してください。関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

学 校 名	補 助 年 度	事 業 名	施 設 区 分	構 造 区 分	補 助 面 積	補 助 金 額	処 分 内 容	処 分 予 定 年 月	備 考
					m ² ()	千 円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料
 (1)実績報告書及び額の確定通知書の写し
 (2)建物配置図
 (3)今回の処分のために必要となる廃園又は認可変更等に関する書類
 (4)その他参考資料

4 経由機関

都道府県知事等 印

(経由期間の意見)

(記入要領)

- 1 「事業名」欄：新築，増築，改築等の補助事業名の別を記入する。
- 2 「構造区分」欄：R（鉄筋コンクリート造），W（木造），S（鉄骨・その他造）の別を記載すること。
- 3 「補助面積」，「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は，上段（ ）に補助の全体を，下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 4 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用，（有償・無償）譲渡，交換，（有償・無償）貸付，担保）及び処分先などを記入する。
- 5 保育所連携施設の承認手続は，「3 添付資料」に掲げる「(4)その他参考資料」として，次の①から④までの事項に係る資料を提出すること。
 - ① 幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法
 - ② 転用後の幼稚園・保育所の認可面積
 - ③ 幼稚園定員の変更等の届け出又は認可状況
 - ④ 保育所設置認可の状況
- 6 「経由機関の意見」欄：所管の私立幼稚園に係る都道府県の意見として，当該財産処分が適当と認められる理由を簡潔に記入する。

(別紙様式2)

文部科学大臣 殿	平成 第 年 月 日																						
	住 所 学校法人名 理事長名 (記名押印又は署名)																						
私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る 財産処分報告書																							
私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので平成26年3月31日付け25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認等について」により報告します。																							
記																							
1 処分の内容																							
<table border="1"><thead><tr><th>学校名</th><th>補助年度</th><th>事業名</th><th>施設区分</th><th>構造区分</th><th>補助面積</th><th>補助金額</th><th>摘要</th><th>処分内容</th><th>処分予定年月</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">m² ()</td><td style="text-align: center;">千円 ()</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	摘要	処分内容	処分予定年月	備考						m ² ()	千円 ()				
学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	摘要	処分内容	処分予定年月	備考													
					m ² ()	千円 ()																	
2 経過及び処分の理由																							
3 添付資料 (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し (2) 建物配置図 (3) 今回の処分のために必要となる廃園又は認可変更等に関する書類 (4) 別紙様式3「財産処分報告事項照合票」 (5) その他参考資料																							
4 経由機関の意見 <p style="text-align: right;">都道府県知事等 印</p>																							
(別紙「財産処分報告事項照合票」の「都道府県の意見欄」に同じ。)																							

(記入要領)

- 「事業名」欄：新築，増築，改築等の補助事業名の別を記入する。
- 「構造区分」欄：R（鉄筋コンクリート造），W（木造），S（鉄骨・その他造）の別を記載すること。
- 「補助面積」，「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は，上段（ ）に補助の全体を，下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 「摘要」欄：本通知(2)報告事項の①～⑦のうち，いずれに該当するか番号を記載する。（抵当権設定の場合は記載不要）
- 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用，（有償・無償）譲渡，交換，（有償・無償）貸付，担保）及び処分先などを記入する。
- 「経由機関の意見」欄：所管の私立幼稚園に係る都道府県の意見として，当該財産処分が適当と認められる理由を簡潔に記入する。

(別紙様式3)

財産処分報告事項照合票	
照 合 事 項	学 校 法 人 意 見 欄
(1) 幼稚園用のスペースを確保しているか。 (※記入要領1)	
(2) 教育機能は確保されているか。 (※記入要領2)	
(3) 寄附行為上の問題はないか。 (※記入要領3)	
(4) 転用施設の認可(見込み)状況 (※記入要領4)	
【学校法人の総合的な意見欄】(※記入要領5)	
【都道府県の意見欄】(※記入要領6)	

(記入要領)

- 1 幼児数の将来推計や認可上必要となる面積の確保など、幼稚園用のスペースの確保に関する検討結果等を記入すること。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し、廃園となる学校に係る建物等の転用については、記入不要。
- 2 教育機能への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と幼児との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等について記入する。
また、単独で改築する建物の取り壊しは、新・旧園舎の面積対照表を添付すること。
なお、災害等により全壊等した建物等の取り壊し若しくは廃棄、廃園となる建物等の転用等については記入不要。
- 3 設立の目的等、寄附行為上問題が生じないかを確認すること。
- 4 転用施設の認可(見込み)状況を記入すること。また、必要に応じて、参考資料を添付すること。
- 5 学校法人の当該施設転用に関して、財産処分に至る経過・理由を含めた総合的な意見を記入すること。
- 6 所管の私立幼稚園に係る都道府県知事の意見として、当該財産処分が適当と認められる理由を簡潔に記入すること。
- 7 必要に応じて、照合の参考となる資料を添付する。

20文科会第189号
平成20年6月16日

文教施設企画部長
生涯学習政策局長
初等中等教育局長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長 殿
研究振興局長
研究開発局長
エスポーツ・青少年局長
国際統括官
文化庁長官

文部科学省大臣官房会計課長
戸谷 一夫

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、文部科学省所管一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので、通知いたします。

各部局長におかれては、原則として、この承認基準に基づき対応いただくようお願いいたします。

なお、各部局長が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は、引き続き当該基準に従って対応いただくとともに、本承認基準の制定後、特段の事情により必要がある場合には、別に各部局長が本承認基準の特例を定めることができるものとするので、適切に対応いただくようお願いいたします。

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1) 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。)の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

(注2) 一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産

処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合

② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けずに当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを
通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処
分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国
庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、
抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるも
のとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するも
のとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国
庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引
いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて
得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、
抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と
同じ額とする。

別紙1

（略）

別紙2

（略）

17初幼教第6号
平成17年12月6日

各都道府県私立学校主管部課長 殿

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課長

蒲原 基



私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
の適切な取り扱いについて（通知）

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）に基づき、適切な取り扱いに努めていただいているところです。

しかしながら、平成16年度及び平成17年度の会計検査院の現地検査において、学校法人が行った財産処分に一部その取り扱いが適切でないものがあるとの指摘を受けました。

当省としても、補助金で整備された施設・設備について、適正化法等に基づいた適切な処理を行うとともに、より有効に活用されることが必要であると考えています。

については、「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）により取得した財産の取り扱いに関する留意事項」（別紙）を作成しましたので、各都道府県での事務処理に活用していただくとともに、貴管下の幼稚園を設置する学校法人あて周知くださるようお願いいたします。

担当

初等中等教育局幼児教育課

庶務・助成係 村田・酒井・西本

電話 03-5253-4111（内線3290、2373）

FAX 03-6734-3736

E-mail:youji@mext.go.jp

(別紙)

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）
により取得した財産の取り扱いに関する留意事項

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）（以下「補助金」という。）により取得し又は効用の増加した施設・設備等の財産（以下「補助財産」という。）については、以下の点に留意の上、適切に取り扱うこと。

1. 取り扱いの基本的な考え方について

補助財産は、適正化法第22条、私立幼稚園施設整備費補助交付要綱第15条において、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこととされている。

2. 補助財産の具体的な処分の取り扱いについて

補助財産の処分については、平成17年12月6日付け17文科初第772号文部科学省初等中等教育局長通知（以下「初等中等教育局長通知」という。）により、その手続き等を示しているところであるが、その実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 国庫納付金の算定方法

初等中等教育局長通知の2(1)に定める国庫納付金は、次のとおり算定する。

① 譲渡等の場合

$$\text{補助金額} \times \left[1 - \frac{\text{処分年度} - \text{整備年度}}{\text{財産処分制限期間}} \right] = \text{国庫納付金額}$$

② 貸与等の場合

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{貸与等の期間}}{\text{財産処分制限期間}} = \text{国庫納付金額}$$

(2) 財産処分の申請又は報告の時期

財産処分は、文部科学大臣の承認後、又は文部科学大臣への報告後でなければ処分が行えないことから、時間的余裕を持って計画的に手続きを行うこと。

(3) 財産処分制限期間及に関する考え方

補助財産の取得価格が50万円以上の場合に係る処分制限期間は、平成13年度以降の補助財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）、それ以前の補助財産については、補助財産を整備した年度に適用された同一名称の告示に

において定める処分制限期間によるものとする。

※ 主な補助項目の財産処分制限期間

補 助 項 目	平成12年度以前 の補助金で整備	平成13年度以降 の補助金で整備
園舎の改修工事	(改修した教室の属する校舎等建物の 財産処分制限期間の残余期間)	
園舎 (鉄筋コンクリート造)	60年	47年
園舎 (鉄筋造)	40年	34年
園舎 (木造)	24年	22年
水飲場・足洗場・砂場	15年	15年
すべり台・ぶらんこ・ジャングル ジムその他の遊戯用のもの	10年	10年

(参考)

1. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)(抄)

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2. 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)(抄)

(処分を制限する財産)

第13条 法第二十二條に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合